



消費生活サポーターだより No.57

令和5年12月

長野県消費生活サポーターの皆様、こんにちは。今年は暖冬傾向の予報が出ておりますが、朝晩の寒さも日に日に増してきました。皆様いかがお過ごしでしょうか。

今月は、「注意！副業で稼げるはずが、高額支払いに・・・」「物流の2024年問題」などを掲載しました。皆様の活動等の参考にご覧ください。

知っておきたい役立つ情報 ～消費者トラブル～



◎ 注意！副業で稼げるはずが、高額支払いに・・・

「簡単に稼げる」「気軽に始められる」と強調するインターネット広告や SNS の情報を安易に信じないようにしましょう。怪しい副業・アルバイトでは、「報酬を得るために必要」などと言われ、マニュアル、登録料やサイト利用料等さまざまな名目でお金を支払わされるという特徴があります。副業などの「上手い」儲け話を聞いたら、まずは疑いましょう。

【相談事例】

「相談に乗るだけで簡単に稼げる」というインターネットの広告を見て、副業サイトに登録した。免許証の写真を送るようと言われて送った。相談相手の男性から、相談の報酬以外に 20 万円を送ると言われ、個人情報交換のための有料の手続きに誘導された。3 万円、3 万円、5 万円をプリペイド型電子マネーでサイトに次々と支払ったが、手続きがうまくいかないとして、さらに 7 万円を請求されて騙された気がついた。

【トラブル防止のポイント】

- ▶「簡単に稼げる」「儲かる」ことを強調するインターネットなどの広告やランキングサイトをうのみにしない。
- ▶お金を受け取るための「マニュアル」「登録料」など様々な名目の高額な請求をされたら要注意！
- ▶作業内容や利益が出る仕組みがよくわからなければ契約しない。
- ▶免許証の画像などの個人情報を安易に他人に送らない。
- ▶怪しいと感じたら副業・アルバイトを始める前に家族等周りの人に相談する。
- ▶少しでも不安に思ったら、早めに消費生活センター等に相談する。

消費者ホットライン 188（局番なし）

（消費者庁イラスト集より）

※その他 SNS をきっかけとした消費者トラブル等の情報は、県ホームページ「消費生活情報」をご覧ください。

<https://www.nagano-shohi.net/news/8026/>

◎ 年末にかけて特に注意！海産物の電話勧誘トラブル

海産物の電話勧誘トラブルに関する相談が、全国の消費生活センター等に多く寄せられています。

一部の国・地域による日本産の海産物の輸入規制強化等に関連して「困っているので支援してほしい」などと言われて購入したが、価格に見合わない海外産などの海産物が届きトラブルになってしまう場合があります。

カニなどの海産物を購入する機会が増える年末にかけて、こうしたトラブルが増加する可能性がありますので、特に注意してください。



【トラブル防止のポイント】

- ▶電話で勧誘を受けた際、少しでもおかしいと感じたら、きっぱりと断る。
- ▶電話勧誘で契約をしたときは、クーリング・オフ。
- ▶断ったのに一方的に商品が届いても受け取りを拒否し、代金を支払わない。
- ▶不安なとき、トラブルになったときは消費生活センターや警察等に相談する。



消費者ホットライン 188

警察相談専用電話 #9110

知っていますか？ ～物流の2024年問題～

◎取り組もう、再配達削減！！

「物流の2024年問題」とは、政府の働き方改革によって2024年4月以降からトラックドライバーの年間時間外労働の上限が960時間に制限されることで発生する問題のことを言います。働き方改革を進める一方で、何も対策を講じなければ今のように荷物を運べなくなり、物流が停滞することが懸念されています。

将来の物流を支えるため、業界や政府などの取組が進められていますが、私たち、消費者にもできることがあります。「物流の2024年問題」を自分の事として考え、行動を変えることで、トラックドライバーをはじめ、物流に大きな負荷がかかる状況を改善していくことができるのです。

【私たち消費者にできること】

- ▶再配達削減のため、確実に1回で受け取れる日時・場所を指定する！
- ▶宅配ボックスや置き配、コンビニ受取等を活用する！
- ▶通信販売はまとめ買いをして、配達回数を減らす！



(消費者庁イラスト集より)

長野県からのお知らせ

◎消費生活サポーター研修会を開催します！

消費生活サポーターの皆様のスキルアップや、意見・情報交換による相互のつながりを深めることを目的として研修会を開催します。

本年度は、信州大学の菊池聡教授（論文や著書も多く出され、放送大学の客員教授を務めるなど幅広く活躍）による講義を予定しております。講義では、いつもと違った「心理学」の視点で悪質商法や電話でお金詐欺（特殊詐欺）等の被害防止策について学んでいただく予定です。

◆開催日時：令和6年1月26日（金） 午後1時30分～午後4時

◆開催場所：長野県庁西庁舎3階301会議室（長野市大字南長野字幅下692-2）

※詳しくは、別添の開催通知をご覧ください。

添付資料

○独立行政法人国民生活センター 見守り新鮮情報 第465号、第466号、第467号、468号 ほか



しあわせ信州

長野県 暮らし安全・消費生活課 相談啓発係 担当：水澤

電話：026-235-7286 FAX:026-235-7374

Eメール：kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

発行 長野県 県民文化部 暮らし安全・消費生活課



長野県消費生活被害防止啓発キャラクター

もシカっち